

厚生労働省改善取組計画

策定年月日

平成27年2月25日

分野又は業務名	社会保険・労働保険(社会保険)
システム名	電子政府の総合窓口(e-Gov)

I 改善促進手続名等

番号	改善促進手続名	平成24年度			23年度 オンライン利用率	22年度 オンライン利用率
		申請等件数	オンライン利用件数	オンライン利用率		
1	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届	34,364,219	1,533,134	4.46%	3.07%	2.13%
2	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届	4,937,180	303,140	6.14%	3.79%	2.35%
3	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	6,462,382	412,081	6.38%	5.04%	2.71%
4	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	6,544,293	367,222	5.61%	4.04%	2.29%
5	健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更(訂正)届、船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更訂正届	629,565	10,662	1.69%	1.07%	0.52%
6	健康保険被扶養者(異動)届、船員保険被扶養者(異動)届	2,757,601	83,891	3.04%	1.72%	0.95%
7	健康保険・厚生年金保険賞与支払届、厚生年金保険(船員)賞与支払届	54,963,237	2,626,482	4.78%	3.15%	2.05%
8	厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険(船員)被保険者住所変更届	2,755,333	139,648	5.07%	3.15%	1.91%
9	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書	1,807,938	1	0.00%	0.00%	0.00%
10	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書(ハガキ形式)	1,593,395	0	0.00%	0.00%	0.00%
11	年金受給権者現況届	2,274,032	0	0.00%	0.00%	0.00%
12	年金受給権者住所・支払機関変更届	1,182,632	4	0.00%	0.00%	0.00%
13	年金手帳再交付申請書	688,110	1,616	0.23%	0.17%	0.10%
14	国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認・資格喪失・死亡・氏名変更・生年月日変更・性別変更届	1,516,239	27,741	1.83%	1.00%	0.17%
15	国民年金保険料還付請求書	918,109	1	0.00%	0.00%	0.00%
16	国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届	953,938	1	0.00%	0.00%	0.00%
17	新規適用届	77,578	1,051	1.35%	0.62%	0.40%
18	適用事業所所在地・名称変更(訂正)届	80,873	1,176	1.45%	0.96%	0.63%
19	適用事業所全喪届	86,190	242	0.28%	0.15%	0.16%
20	70歳以上被用者該当・不該当届	-	-	-	-	-
21	70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届	-	-	-	-	-
	合計	124,592,844	5,508,093	4.42%	2.70%	1.69%

II 目標及び評価指標等

目標及び評価指標等	目標及び評価指標等の説明(内容、測定方法等)	基準値(現状)	目標(見込み)・達成時期、その前提条件等
オンライン申請に係る利用者の満足度	社会保険労務士、事業主等を対象としたアンケート調査(毎年11月に実施)による測定 満足、概ね満足、普通、やや不満、不満の5段階評価中、満足、概ね満足と回答した者の割合	57%(平成24年度)	65%(平成28年度)

オンライン利用率			
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届		4.46%	23.96%(平成28年度)
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届		6.14%	11.78%(平成28年度)
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届		6.38%	12.68%(平成28年度)
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届		5.61%	11.58%(平成28年度)
健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更(訂正)届、船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更訂正届		1.69%	4.18%(平成28年度)
健康保険被扶養者(異動)届、船員保険被扶養者(異動)届	行政手続オンライン化法第10条第1項に基づくオンライン利用の状況の公表	3.04%	9.07%(平成28年度)
健康保険・厚生年金保険賞与支払届、厚生年金保険(船員)賞与支払届	(注1)「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書」及び「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書(ハガキ形式)」については、多くの請求者が手続と同時に年金相談を希望されるため、事前に手続に必要な情報を記載した請求書を紙媒体で送付することにより、オンライン申請以外の方法で利用者の利便性の向上を図っている。	4.78%	23.96%(平成28年度)
厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険(船員)被保険者住所変更届	(注2)「年金受給権者現況届」、「年金受給権者住所変更」及び「国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届」は、住民基本台帳ネットワークシステムを活用し、原則、受給権者等からの手続きを省略している。	5.07%	10.03%(平成28年度)
国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書(注1)	(注3)「年金受給権者現況届」について、障害年金受給権者は診断書等の提出により障害の状態を確認する必要がある。	0.00%	0.00%(平成28年度)
国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書(ハガキ形式)(注1)	(注4)「年金受給権者支払機関変更届」については、金融機関の口座確認が必要となる。	0.00%	0.00%(平成28年度)
年金受給権者現況届(注2)(注3)	(注5)「国民年金保険料還付請求書」については、請求可能な還付金があることをお知らせする際に、併せて請求書を送付することにより、オンライン申請以外の方法で利用者の向上を図っている。	0.00%	0.00%(平成28年度)
年金受給権者住所・支払機関変更届(注2)(注4)		0.00%	0.00%(平成28年度)
年金手帳再交付申請書		0.23%	0.53%(平成28年度)
国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認・資格喪失・死亡・氏名変更・生年月日変更・性別変更届		1.83%	5.23%(平成28年度)
国民年金保険料還付請求書(注5)		0.00%	0.00%(平成28年度)
国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届(注2)		0.00%	0.00%(平成28年度)
新規適用届		1.35%	5.16%(平成28年度)
適用事業所所在地・名称変更(訂正)届		1.45%	5.16%(平成28年度)
適用事業所全廃届		0.28%	1.00%(平成28年度)
70歳以上被用者該当・不該当届		-	14.97%(平成28年度)
70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届		-	23.96%(平成28年度)
ICT利用率	CD等の磁気媒体による窓口利用件数とオンライン利用件数の全申請・届出件数に占める割合	58.78%(平成24年度)	66.39%(平成28年度)
備考			

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 必要な添付書類(算定基礎届総括表及び附表)について、利用者の利便性向上を目的として、画像ファイル(JPEG形式)による添付を可能とする措置を実施している。【実施時期】・社会保険労務士:平成20年6月 ・事業主:平成24年4月 添付可能な画像ファイルについて、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とする。(平成26年7月) 	
(2)本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。【実施時期】平成20年6月 提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とする。(平成26年7月) 	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	オンライン申請に関するマニュアル・記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載する。(平成26年度)	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更や、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施する。(平成26年度)	
3システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、実施可能なものから検討・実施する。(平成26年度) 申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を行う。(平成26年7月) e-Gov外部連携APIの仕様公開を踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。(平成26年度) 	
4経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> 一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】平成25年度～ 利用勧奨時用のパンフレット等を整備し、更なる促進活動を実施する。(平成26年度) 積極的に大規模な事業者等を個別に訪問し、利用勧奨するとともに、課題を把握し、対応を検討する。【実施時期】平成26年度～ 	
6その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1 オンライン手続の負担軽減		
(1) 添付書類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類として写し(コピー)の送付を求めていた書類(60日以上遡及する届出時に必要な賃金台帳等)について、画像ファイル(JPEG形式)による添付を可能とする措置を実施している。 【実施時期】平成24年10月 ・添付可能な画像ファイルについて、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とする。(平成26年7月) 	
(2) 本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。 【実施時期】平成20年6月 ・提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とする。(平成26年7月) 	
(3) オンライン申請等の周知方法の見直し	<p>オンライン申請に関するマニュアル・記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載する。(平成26年度)</p>	
2 オンライン申請等に係る処理の見直し	<p>申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更や、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施する。(平成26年度)</p>	
3 システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、実施可能なものから検討・実施する。(平成26年度) ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を行う。(平成26年7月) ・e-Gov外部連携APIの仕様公開を踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。(平成26年度) 	
4 経済的インセンティブの活用	<p>該当なし</p>	<p>もともと手数料が発生しないため。</p>
5 普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】平成25年度～ ・利用勧奨時用のパンフレット等を整備し、更なる促進活動を実施する。(平成26年度) ・積極的に大規模な事業者等を個別に訪問し、利用勧奨するとともに、課題を把握し、対応を検討する。【実施時期】平成26年度～ 	
6 その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類として写し(コピー)の送付を求めていた書類(60日以上遡及する届出時に必要な賃金台帳等)について、画像ファイル(JPEG形式)による添付を可能とする措置を実施している。 【実施時期】平成24年10月 ・添付可能な画像ファイルについて、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とする。(平成26年7月) 	
(2)本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。 【実施時期】平成20年6月 ・提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とする。(平成26年7月) 	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	オンライン申請に関するマニュアル・記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載する。(平成26年度)	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更や、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施する。(平成26年度)	
3システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、実施可能なものから検討・実施する。(平成26年度) ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を行う。(平成26年7月) ・e-Gov外部連携APIの仕様公開を踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。(平成26年度) 	
4経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】平成25年度～ ・利用勧奨時用のパンフレット等を整備し、更なる促進活動を実施する。(平成26年度) ・積極的に大規模な事業者等を個別に訪問し、利用勧奨するとともに、課題を把握し、対応を検討する。【実施時期】平成26年度～ 	
6その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類として写し(コピー)の送付を求めていた書類(60日以上遡及する届出時に必要な賃金台帳等)について、画像ファイル(JPEG形式)による添付を可能とする措置を実施している。 【実施時期】平成24年10月 添付可能な画像ファイルについて、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とする。(平成26年7月) 	
(2)本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。 【実施時期】平成20年6月 提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とする。(平成26年7月) 	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	<p>オンライン申請に関するマニュアル・記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載する。(平成26年度)</p>	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	<p>申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施する。(平成26年度)</p>	
3システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、実施可能なものから検討・実施する。(平成26年度) 申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を行う。(平成26年7月) e-Gov外部連携APIの仕様公開を踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。(平成26年度) 	
4経済的インセンティブの活用	<p>該当なし</p>	<p>もともと手数料が発生しないため。</p>
5普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> 一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】平成25年度～ 利用勧奨時用のパンフレット等を整備し、更なる促進活動を実施する。(平成26年度) 積極的に大規模な事業者等を個別に訪問し、利用勧奨するとともに、課題を把握し、対応を検討する。【実施時期】平成26年度～ 	
6その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更(訂正)届、船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更訂正届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1 オンライン手続の負担軽減		
(1) 添付書類の見直し	該当なし	添付書類は不要のため。
(2) 本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。 【実施時期】平成20年6月 ・提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とする。(平成26年7月) 	
(3) オンライン申請等の周知方法の見直し	オンライン申請に関するマニュアル・記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載する。(平成26年度)	
2 オンライン申請等に係る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更や、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施する。(平成26年度)	
3 システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、実施可能なものから検討・実施する。(平成26年度) ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を行う。(平成26年7月) ・e-Gov外部連携APIの仕様公開を踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。(平成26年度) 	
4 経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5 普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】平成25年度～ ・利用勧奨時用のパンフレット等を整備し、更なる促進活動を実施する。(平成26年度) ・積極的に大規模な事業者等を個別に訪問し、利用勧奨するとともに、課題を把握し、対応を検討する。【実施時期】平成26年度～ 	
6 その他		

III 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	健康保険被扶養者(異動)届、船員保険被扶養者(異動)届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類として原本の送付を求めていた書類(課税(非課税)証明書等)について、画像ファイル(JPEG形式)による添付を可能とする措置を実施している。【実施時期】平成24年10月 ・添付可能な画像ファイルについて、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とする。(平成26年7月) 	
(2)本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。【実施時期】平成20年6月 ・被保険者本人の届出意思を確認する方法として、「委任状」を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで被保険者の電子証明書を省略可能としている。【実施時期】平成21年4月 ・提出代行証明書及び委任状について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とする。(平成26年7月) 	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	<p>オンライン申請に関するマニュアル・記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載する。(平成26年度)</p>	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	<p>申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更や、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施する。(平成26年度)</p>	
3システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、実施可能なものから検討・実施する。(平成26年度) ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を行う。(平成26年7月) ・e-Gov外部連携APIの仕様公開を踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。(平成26年度) 	
4経済的インセンティブの活用	<p>該当なし</p>	<p>もともと手数料が発生しないため。</p>
5普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】平成25年度～ ・利用勧奨時用のパンフレット等を整備し、更なる促進活動を実施する。(平成26年度) ・積極的に大規模な事業者等を個別に訪問し、利用勧奨するとともに、課題を把握し、対応を検討する。【実施時期】平成26年度～ 	
6その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	健康保険・厚生年金保険賞与支払届、厚生年金保険(船員)賞与支払届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 必要な添付書類(賞与支払届総括表)について、利用者の利便性向上を目的として、画像ファイル(JPEG形式)による添付を可能とする措置を実施している。【実施時期】・社会保険労務士:平成20年6月・事業主:平成24年4月 添付可能な画像ファイルについて、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とする。(平成26年7月) 	
(2)本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。【実施時期】平成20年6月 提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とする。(平成26年7月) 	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> オンライン申請に関するマニュアル・記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載する。(平成26年度) 	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施する。(平成26年度) 	
3システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、実施可能なものから検討・実施する。(平成26年度) 申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を行う。(平成26年7月) e-Gov外部連携APIの仕様公開を踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。(平成26年度) 	
4経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> 一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】平成25年度～ 利用勧奨時用のパンフレット等を整備し、更なる促進活動を実施する。(平成26年度) 積極的に大規模な事業者等を個別に訪問し、利用勧奨するとともに、課題を把握し、対応を検討する。【実施時期】平成26年度～ 	
6その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険(船員)被保険者住所変更届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	該当なし	添付書類は不要のため。
(2)本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。 【実施時期】平成20年6月 ・提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とする。(平成26年7月) 	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	オンライン申請に関するマニュアル・記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載する。(平成26年度)	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更や、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施する。(平成26年度)	
3システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、実施可能なものから検討・実施する。(平成26年度) ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を行う。(平成26年7月) ・e-Gov外部連携APIの仕様公開を踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。(平成26年度) 	
4経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】平成25年度～ ・利用勧奨時用のパンフレット等を整備し、更なる促進活動を実施する。(平成26年度) ・積極的に大規模な事業者等を個別に訪問し、利用勧奨するとともに、課題を把握し、対応を検討する。【実施時期】平成26年度～ 	
6その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	該当なし	年金請求時に必要な添付書類については、適正な年金支給のために重要な書類となるため、添付書類の見直しについては、慎重な検討が必要である。
(2)本人確認方法の見直し	該当なし	適正な年金支給のため、本人確認方法の見直しについては、慎重な検討が必要である。
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	オンライン申請に関するマニュアル・記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載する。(平成26年度)	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更や、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施する。(平成26年度)	
3システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを精査し、実施可能なものから検討・実施する。(平成26年度) 申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を行う。(平成26年7月) e-Gov外部連携APIの仕様公開を踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。(平成26年度) 	
4経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普及啓発等	利用勧奨時用のパンフレット等を整備し、促進活動を実施する。(平成26年度)	
6その他	年金の加入状況の確認等、窓口で相談のうえ、申請される方が多く、画一的なオンライン申請にはそぐわない点がある。 なお、請求書の事前送付により、オンライン申請以外の方法で利便性の向上を図っている。	

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書(ハガキ形式)	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	該当なし	添付書類は不要のため。
(2)本人確認方法の見直し	該当なし	適正な年金支給のため、本人確認方法の見直しについては、慎重な検討が必要である。
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	オンライン申請に関するマニュアル・記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載する。(平成26年度)	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査へ見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施する。(平成26年度)	
3システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを精査し、実施可能なものから検討・実施する。(平成26年度) 申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を行う。(平成26年7月) e-Gov外部連携APIの仕様公開を踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。(平成26年度) 	
4経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普及啓発等	利用勧奨時用のパンフレット等を整備し、促進活動を実施する。(平成26年度)	
6その他	年金の加入状況の確認等、窓口で相談のうえ、申請される方が多く、画一的なオンライン申請にはそぐわない点がある。 なお、請求書(ハガキ)の事前送付により、オンライン申請以外の方法で利便性の向上を図っているため。	

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	年金受給権者現況届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	該当なし	届出に必要な添付書類については、適正な年金支給のために重要な書類となるため、添付書類の見直しについては、慎重な検討が必要である。
(2)本人確認方法の見直し	該当なし	適正な年金支給のため、本人確認方法の見直しについては、慎重な検討が必要である。
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	オンライン申請に関するマニュアル・記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載する。(平成26年度)	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更や、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施する。(平成26年度)	
3システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを精査し、実施可能なものから検討・実施する。(平成26年度) 申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を行う。(平成26年7月) e-Gov外部連携APIの仕様公開を踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。(平成26年度) 	
4経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普及啓発等	利用勧奨時用のパンフレット等を整備し、促進活動を実施する。(平成26年度)	
6その他	住民基本台帳ネットワークシステムとの情報連携により、届出の原則省略化を実施している(障害年金受給権者は障害の状態を確認する必要があるため、診断書等の提出が必要。) 【実施時期:平成18年10月】	

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	年金受給権者住所・支払機関変更届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1 オンライン手続の負担軽減		
(1) 添付書類の見直し	該当なし	<p><住所変更届> 添付書類は不要。</p> <p><支払機関変更届> 金融機関での口座確認(証明印の押印)や口座が確認できる書類(通帳の写)の提出により、確認する必要があるため。</p>
(2) 本人確認方法の見直し	該当なし	<p><住所変更届> 適正な年金支給のため、本人確認方法の見直しについては、慎重な検討が必要である。</p> <p><支払機関変更届> 受給者本人の希望する口座に確実に年金を振り込む必要があるため、受給者本人からの届出であることを厳密に確認する必要がある。</p>
(3) オンライン申請等の周知方法の見直し	オンライン申請に関するマニュアル・記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載する。(平成26年度)	
2 オンライン申請等に係る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更や、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施する。(平成26年度)	
3 システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを精査し、実施可能なものから検討・実施する。(平成26年度) 申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を行う。(平成26年7月) e-Gov外部連携APIの仕様公開を踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。(平成26年度) 	
4 経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5 普及啓発等	利用勧奨時用のパンフレット等を整備し、促進活動を実施する。(平成26年度)	
6 その他	<p>・住所変更届について、住民基本台帳ネットワークシステムとの情報連携により、届出の原則省略化を実施している。(日本年金機構に住民票コードが収録されていない方(年金請求時に本人からコードの申出がなく、機構が把握する基本情報(氏名・住所等)と住民票の基本情報が異なる方)は届出が必要) 【実施時期:平成23年7月】</p> <p>・支払機関変更届については、専用の申請様式(ハガキ)で金融機関の証明を簡易に受けることを可能とし、利用者の利便性の向上を図っている。</p>	

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	年金手帳再交付申請書	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	該当なし	添付書類は不要のため。
(2)本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。 【実施時期】平成20年6月 ・被保険者本人の届出意思を確認する方法として、「委任状」を画像ファイル(JPEG形式及びPDF形式)で添付することで被保険者の電子証明書を省略可能とする。(平成26年度) ・提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とする。(平成26年7月) 	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	オンライン申請に関するマニュアル・記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載する。(平成26年度)	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更や、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施する。(平成26年度)	
3システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、実施可能なものから検討・実施する。(平成26年度) ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を行う。(平成26年7月) ・e-Gov外部連携APIの仕様公開を踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。(平成26年度) 	
4経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】平成25年度～ ・利用勧奨時用のパンフレット等を整備し、更なる促進活動を実施する。(平成26年度) ・積極的に大規模な事業者等を個別に訪問し、利用勧奨するとともに、課題を把握し、対応を検討する。【実施時期】平成26年度～ 	
6その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認・資格喪失・死亡・氏名変更・生年月日変更・性別変更届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類として写し(コピー)の送付を求めている書類(収入を確認するために必要な給与明細書等)について、画像ファイル(JPEG形式及びPDF形式)による添付を可能とする。(平成26年7月) 	
(2)本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。 【実施時期】平成21年4月 被保険者本人の届出意思を確認する方法として、「委任状」を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで被保険者の電子証明書を省略可能としている。 【実施時期】平成21年4月 提出代行証明書及び委任状について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とする。(平成26年7月) 	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	オンライン申請に関するマニュアル・記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載する。(平成26年度)	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更や、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施する。(平成26年度)	
3システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、実施可能なものから検討・実施する。(平成26年度) 申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を行う。(平成26年7月) e-Gov外部連携APIの仕様公開を踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。(平成26年度) 	
4経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> 一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】平成25年度～ 利用勧奨時用のパンフレット等を整備し、更なる促進活動を実施する。(平成26年度) 積極的に大規模な事業者等を個別に訪問し、利用勧奨するとともに、課題を把握し、対応を検討する。【実施時期】平成26年度～ 	
6その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	国民年金保険料還付請求書	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	該当なし	添付書類は不要のため。
(2)本人確認方法の見直し	該当なし	適正な保険料還付のため、本人確認方法の見直しについては、慎重な検討が必要である。
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	オンライン申請に関するマニュアル・記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載する。(平成26年度)	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更や、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施する。(平成26年度)	
3システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、実施可能なものから検討・実施する。(平成26年度) 申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を行う。(平成26年7月) e-Gov外部連携APIの仕様公開を踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。(平成26年度) 	
4経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普及啓発等	利用勧奨時用のパンフレット等を整備し、促進活動を実施する。(平成26年度)	
6その他	請求可能な還付金があることをお知らせする際に、併せて請求書を送付することにより、オンライン申請以外の方法で利用者の利便性の向上を図っている。	

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減	(1)添付書類の見直し 該当なし	届出に必要な添付書類については、適正な年金支給のために重要な書類となるため、添付書類の見直しについては、慎重な検討が必要である。
	(2)本人確認方法の見直し 該当なし	適正な年金支給のため、本人確認方法の見直しについては、慎重な検討が必要である。
	(3)オンライン申請等の周知方法の見直し オンライン申請に関するマニュアル・記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載する。(平成26年度)	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施する。(平成26年度) ・e-Gov外部連携APIの仕様公開を踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。(平成26年度)	
3システムの利便性の向上	・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを精査し、実施可能なものから検討・実施する。(平成26年度) ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を行う。(平成26年7月)	
4経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普及啓発等	利用勧奨時用のパンフレット等を整備し、促進活動を実施する。(平成26年度)	
6その他	住民基本台帳ネットワークシステムとの情報連携により、届出の原則省略化を実施している。(日本年金機構に住民票コードが収録されていない方(年金請求時に本人からコードの申出がなく、機構が把握する基本情報(氏名・住所等)と住民票の基本情報が異なる方)は届出が必要です。 【実施時期:平成23年7月】	

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	新規適用届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類として原本の送付を求めていた書類(法人登記簿謄本等)について、画像ファイル(JPEG形式)による添付を可能とする措置を実施している。 【実施時期】平成24年10月 ・添付可能な画像ファイルについて、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とする。(平成26年7月) 	
(2)本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。 【実施時期】平成20年6月 ・提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とする。(平成26年7月) 	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> オンライン申請に関するマニュアル・記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載する。(平成26年度) 	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更や、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施する。(平成26年度) 	
3システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、実施可能なものから検討・実施する。(平成26年度) ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を行う。(平成26年7月) ・e-Gov外部連携APIの仕様公開を踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。(平成26年度) 	
4経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】平成25年度～ ・利用勧奨時用のパンフレット等を整備し、更なる促進活動を実施する。(平成26年度) ・積極的に大規模な事業者等を個別に訪問し、利用勧奨するとともに、課題を把握し、対応を検討する。【実施時期】平成26年度～ 	
6その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	適用事業所所在地・名称変更(訂正)届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類として写し(コピー)の送付を求めていた書類(公共料金の領収書等)について、画像ファイル(JPEG形式)による添付を可能とする措置を実施している。【実施時期】平成24年10月 ・添付可能な画像ファイルについて、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とする。(平成26年7月) 	
(2)本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。【実施時期】平成20年6月 ・提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とする。(平成26年7月) 	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	オンライン申請に関するマニュアル・記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載する。(平成26年度)	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施する。(平成26年度)	
3システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、実施可能なものから検討・実施する。(平成26年度) ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を行う。(平成26年7月) ・e-Gov外部連携APIの仕様公開を踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。(平成26年度) 	
4経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】平成25年度～ ・利用勧奨時用のパンフレット等を整備し、更なる促進活動を実施する。(平成26年度) ・積極的に大規模な事業者等を個別に訪問し、利用勧奨するとともに、課題を把握し、対応を検討する。【実施時期】平成26年度～ 	
6その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	適用事業所全喪届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類として写し(コピー)の送付を求めていた書類(雇用保険適用事業所廃止届(事業主控)等)について、画像ファイル(JPEG形式)による添付を可能とする措置を実施している。 【実施時期】平成24年10月 ・添付可能な画像ファイルについて、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とする。(平成26年7月) 	
(2)本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。 【実施時期】平成20年6月 ・提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とする。(平成26年7月) 	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	<p>オンライン申請に関するマニュアル・記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載する。(平成26年度)</p>	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	<p>申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更や、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施する。(平成26年度)</p>	
3システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、実施可能なものから検討・実施する。(平成26年度) ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を行う。(平成26年7月) ・e-Gov外部連携APIの仕様公開を踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。(平成26年度) 	
4経済的インセンティブの活用	<p>該当なし</p>	<p>もともと手数料が発生しないため。</p>
5普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】平成25年度～ ・利用勧奨時用のパンフレット等を整備し、更なる促進活動を実施する。(平成26年度) ・積極的に大規模な事業者等を個別に訪問し、利用勧奨するとともに、課題を把握し、対応を検討する。【実施時期】平成26年度～ 	
6その他		

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	70歳以上被用者該当・不該当届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	該当なし	添付書類は不要のため。
(2)本人確認方法の見直し	・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式及びPDF形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能とする。(平成26年度)	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	オンライン申請に関するマニュアル・記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載する。(平成26年度)	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更や、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施する。(平成26年度)	
3システムの利便性の向上	・利用者からの要望・意見を把握し、利便性の向上を検討する。 ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を行う。(平成26年7月) ・e-Gov外部連携APIの仕様公開を踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。(平成26年度)	
4経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普及啓発等	・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施する。(平成26年度) ・利用勧奨時用のパンフレット等を整備し、促進活動を実施する。(平成26年度) ・積極的に大規模な事業者等を個別に訪問し、利用勧奨するとともに、課題を把握し、対応を検討する。【実施時期】平成26年度～	
6その他	平成26年7月から新たに電子申請可能な手続に追加する。	

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	社会保険・労働保険	
改善促進手続名	70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	該当なし	添付書類は不要のため。
(2)本人確認方法の見直し	・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式及びPDF形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能とする。(平成26年度)	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	オンライン申請に関するマニュアル・記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載する。(平成26年度)	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への変更や、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施する。(平成26年度)	
3システムの利便性の向上	・利用者からの要望・意見を把握し、利便性の向上を検討する。 ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を行う。(平成26年7月) ・e-Gov外部連携APIの仕様公開を踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。(平成26年度)	
4経済的インセンティブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普及啓発等	・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施する。(平成26年度) ・利用勧奨時用のパンフレット等を整備し、促進活動を実施する。(平成26年度) ・積極的に大規模な事業者等を個別に訪問し、利用勧奨するとともに、課題を把握し、対応を検討する。【実施時期】平成26年度～	
6その他	平成26年7月から新たに電子申請可能な手続に追加する。	